



住宅取得等支援補助金～移住・定住を目的に土地・住宅の購入をお考えのみなさんへ～



○制度概要

町が指定する区域内（居住誘導区域内）に、令和7年4月1日（火）以降に、土地を売買により購入した方で、土地購入年度を含め3年度以内に住宅を完成させ居住する方、建売住宅または中古住宅を購入し、翌年度以内に居住する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

この制度は、令和7年度から令和9年度の3か年計画で実施します。

○対象となる方



※まほろば地区：余市町黒川第一土地区画整理事業により整備された区域

A地区：黒川町17丁目・18丁目 B地区：黒川町19丁目・20丁目

○用語の説明

指定する区域：余市都市計画区域の居住誘導区域内

転入者：令和7年4月1日以降に余市町に転入し、転入日前1年間において町内に住所を有していなかった方

町内在住者：上記の「転入者」に該当しない方

子育て世帯：補助金交付申請日の時点で、補助対象となる方が18歳以下の子を扶養しており、かつ同居している世帯

町内業者：町内に本支店を有する業者および町内に住所を有する個人事業者

○補助金の申請

この制度は「①計画申請」と「②補助金交付申請」の2段階の手続きが必要です。

申請書類は町ホームページからダウンロードできます。

①計画申請：土地を購入し、土地の所有権移転登記をしたら → 「計画申請」

受付開始日：4月1日（火）から

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えてまちづくり計画課まで提出してください。

※中古住宅の改修工事を行う場合、計画申請前の着工は補助対象外となるのでご注意ください。

②補助金交付申請：住民票を移し、建物の所有権保存（移転）登記をしたら → 「補助金交付申請」

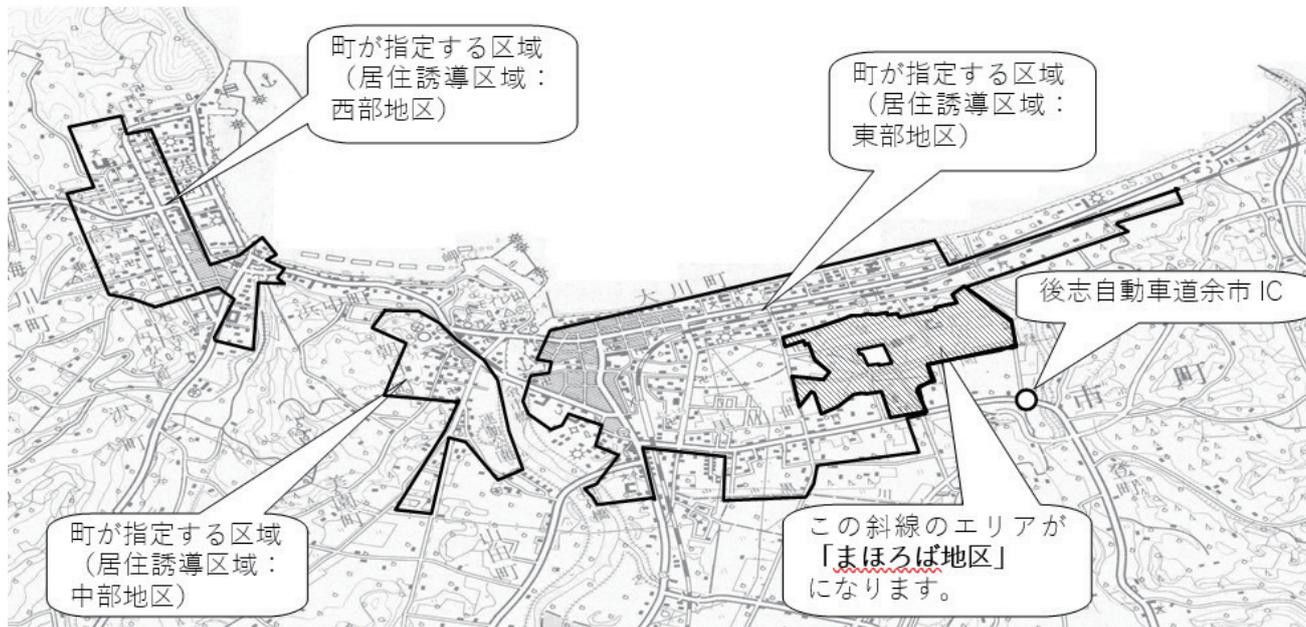
町から計画が適当と認められる旨の通知を受けた方が、補助金の交付を受けるための申請手続きです。

新築住宅の建築の完了または中古住宅の改修工事が完了し、補助対象住宅の所在地に住所を移した後、速やかに申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えてまちづくり計画課まで提出してください。

○住宅取得等支援補助制度対象区域図

①線の内側が「町が指定する区域」で、その中にある斜線のエリアが「まほろば地区」です。

②図面は目安ですので、詳細は町ホームページ内の「居住誘導区域図」をご確認いただくか、問合せください。



問合せ まちづくり課 まちづくり推進係 ☎21-2124



固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます

縦覧は、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

閲覧は、「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

縦覧「土地・家屋価格等縦覧帳簿」	
縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税者本人または代理人 納税者と同居の親族 納税管理人
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> 納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。

閲覧「固定資産課税台帳」		
閲覧できる人	①	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の納税義務者または代理人 納税義務者と同居の親族 納税管理人 納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	借地人・借家人等 賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	固定資産の処分をする権利を有する方 当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 <ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など） 	

期 間：4月1日（火）～5月26日（月） 8：45～17：15（土・日・祝日除く）

場 所：税務課窓口

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115